

四市複合事務組合斎場運営要綱

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 斎場施設の使用（第3条—第21条）

第3章 靈柩自動車の運行（第22条—第24条）

第4章 斎場予約等システム（第25条—第38条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、四市複合事務組合斎場条例施行規則（昭和55年四市複合事務組合規則第1号。以下「規則」という。）第11条の規定により斎場の管理について、四市複合事務組合靈柩自動車運行条例（昭和55年四市複合事務組合条例第4号。以下「靈柩自動車運行条例」という。）第5条の規定により靈柩自動車の運行について、それぞれ必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に特段の定めのない限り、四市複合事務組合斎場条例（昭和54年四市複合事務組合条例第6号。以下「条例」という。）及び規則並びに靈柩自動車運行条例において使用する用語の例によるものとする。

第2章 斎場施設の使用

（予約方法）

第3条 斎場を使用しようとする者は、規則第3条第1項に規定する使用許可申請書を提出する前に、斎場施設使用の予約をしなければならない。

2 前項の規定による斎場施設の使用の予約は、次条第2項に規定する者が葬儀の運営に係る契約等を葬祭業者と締結し、葬祭業者が契約等に基づき斎場施設の使用の予約を代行する場合にあっては、電子情報処理組織（四市複合事務組合の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と当該葬祭業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織。以下「斎場予約等システム」という。）により行わなければならない。ただし、次条第2項前段に規定する者が斎場施設を予約しようとする場合及び第27条に規定する斎場予約等システムへの利用者登録の手続申請中の葬祭業者が予約する場合にあっては電話により行うものとする。

3 斎場予約等システムの受付時間は24時間とし、電話による受付時間は午前9時から午後5時までとする。

（申請書の提出等）

第4条 規則第3条第1項に規定する使用許可申請書は、前条に規定する予約をした日から斎場施設を使用する日までに提出しなければならない。

2 前項の申請に係る申請者は、斎場で葬儀を主催する者又は遺体を火葬しようとする者（以下「申請者」という。）とする。ただし、遺体保管室の使用にあってはこの限りではない。

（使用料の納付）

第5条 条例第11条第1項に規定する使用料は、火葬中に納付するものとする。

ただし、式場及び控室のみを使用する場合は、使用した日に納付するものとする。

（火葬時刻）

第6条 火葬時刻は、午前9時から午後3時までの毎正時とする。ただし、斎場長が必要と認めるときは、火葬時刻を変更することができる。

2 斎場長は、申請者が火葬時刻までに斎場に到着しない場合（火葬時刻から10分を経過した場合をいう。以下同じ。）は、火葬日時を変更することができる。

3 改葬及び死胎の火葬時刻は、午前9時とする。

4 斎場長は、申請者が火葬時刻までに斎場に到着しない場合で火葬を行ったとき、火葬に係る焼骨の収骨の順序を変更することができる。

5 火葬参列者は40名程度までとする。ただし、斎場長が認める場合はこの限りではない。

（式場使用者の火葬時刻）

第7条 式場を使用する場合の火葬時刻は、第1式場を使用する場合にあっては、午前11時又は午後0時、第2式場、第3式場及び第4式場を使用する場合にあっては、午前10時又は午前11時とする。ただし、第2式場、第3式場及び第4式場にあっては、規定する火葬時刻毎に2式場分まで火葬するものとする。

2 しおかぜホール茜浜において式場を使用する場合の火葬時刻は、午前11時又は午後0時とする。ただし、規定する火葬時刻毎に各階の1式場分を火葬するものとする。

（副葬品）

第8条 棺に入れる副葬品は、極力少なくすることとし、次の各号に掲げるものは入れてはならない。

(1) 焼骨に悪影響を及ぼすおそれのあるもの

(2) 火葬時間が長くなるもの

(3) 爆発で火葬炉が損傷するおそれがあるもの

2 遺体にペースメーカー等を埋め込んである場合は、事前に斎場職員に申し出ること。

（焼骨の引取）

第9条 規則第7条第2項に規定する必要な措置とは、管理者が焼骨（火葬後の遺骨全部をいう。以下同じ。）を処分することをいう。

2 管理者は、前項に規定する焼骨の処分にあたり、異議申立てを行わないこと及び申請者以外の者からの異議申立てに対し、全責任をもって対処すること並びに次の各号に掲げる事項を記載した誓約書を提出させることができる。

- (1) 誓約書を提出する年月日
- (2) 申請者の住所、氏名（記名押印又は自署）、死亡者との続柄、連絡先電話番号
- (3) 死亡者の本籍、住所、氏名、性別、出生年月日
(棺の大きさ)

第10条 火葬施設及び遺体保管室で使用できる棺の大きさは、別表第1のとおりとする。

(式場の使用制限)

第11条 次の各号に掲げる場合は、式場の使用を認めない。

- (1) 法事（友引の日の午前に行う場合を除く）で使用する場合
- (2) 通夜及び告別式のため、3日にわたり使用する場合
- (3) 友引の日の前に通夜のため使用する場合
- (4) 火葬を行わず使用する場合（骨葬及び献体を行う者の葬儀を除く）

(式場の特別利用)

第12条 条例第6条第2項に規定する特別の理由は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 死亡者が関係市の叙勲者のとき
- (2) 死亡者が死亡日から5年以内に5年以上関係市に住所を有していた場合
- (3) 死亡者が関係市に勤務場所を死亡時まで有し、又は有したことがあり、かつ関係市住民の参列者が多く予想される葬儀に馬込斎場第1式場を使用する場合
- (4) 関係市で死亡した者の住所が遠隔地のため、遺体運送が困難と認められる場合は、告別式のみ使用を認めるものとする。

(控室等の使用)

第13条 馬込斎場にあっては火葬に伴う控室、しおかぜホール茜浜にあっては待合室で使用していない部屋がある場合は、条例別表備考7で規定する控室及び待合室に加えて有料で使用することができる。

2 式場使用の控室の割振りと使用時間については、別表第2のとおりとする。

(祭壇の使用)

第14条 式場に備え付ける祭壇様式は、別表第3のとおりとする。

2 式場に備え付ける祭壇には、別表第4左欄に掲げる祭壇様式に応じ、当該右欄に掲げる祭壇備品を備え、祭壇備品のみ使用する場合であっても、条例別表第1に定める斎場施設使用料を納付するものとする。

3 祭壇を式場へ持ち込む場合は、間仕切りを使用し、式場に備え付ける祭壇の前に設置する。

(無償貸与備品)

第15条 斎場に備える次の各号に掲げる備品は、無償で貸与する。

- (1) 式場内備品（祭壇及び祭壇備品を除く）

- (2) 受付用備品
- (3) 控室及び待合室内備品
- (4) 棺台車

(設営)

第16条 式場の設営は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 設営開始時刻は、午後2時からとする。
- (2) 天井を利用するポール類、画鉢、ガムテープ等を使用してはならない。
- (3) 水引幕等を設置する場合は、斎場職員の指示に従わなければならない。
- (4) 葬儀立看板の設置は、馬込斎場のみとし、寸法等は別に定める。
- (5) 受付の設置場所は、馬込斎場にあっては各式場前ロビー、しおかぜホール茜浜にあっては各式場ホール内とする。ただし、馬込斎場第1式場で通夜の参列者が多数見込まれる場合は、斎場の許可を得て斎場建物の外に午後4時30分から記帳台を設置することができる。

(遺体保管室)

第17条 遺体保管室の使用は、当該遺体保管室を設置する斎場で火葬する場合に限る。ただし、関係市以外の住民が関係市で死亡し、斎場以外で火葬する場合で、速やかに住所等へ遺体運送できないときはこの限りでない。

2 遺体保管室に保管する遺体と面会するときは、面会予定人数及び到着予定時刻を斎場に連絡するものとし、申請者が葬儀の運営に係る契約等を葬祭業者と締結している場合にあっては、申請者又は当該葬祭業者、それ以外の場合にあっては、申請者がそれぞれ立ち会うものとする。

3 遺体保管室に保管する遺体との面会時間は午前9時から午後5時までとする。

(施錠)

第18条 夜間（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）は、施設を施錠し、入退場を制限するものとする。夜間の入退場の必要がある場合は警備員に連絡するものとする。

2 前項に定めるもののほか、斎場長が必要と認めるときは、施設を施錠することができる。

(葬祭業者等の荷物の搬出入)

第19条 葬祭業者等が、斎場に自動車を使用して物品等を搬出入する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 停車場所は、馬込斎場にあっては、第2斎場、第3式場、第3式場裏及び第1式場前並びに馬込斎場西側通用門前とし、しおかぜホール茜浜にあっては、式場棟へ物品等を搬出入する場合は式場棟東側駐車場、火葬棟へ物品等を搬出入する場合は式場棟北側駐車場とする。
- (2) 斎場の各入口付近への駐停車は禁止する。
- (3) 物品等の搬出入を終えた自動車の駐車は馬込斎場にあっては、第3駐車場とし、しおかぜホール茜浜にあっては、敷地内駐車場とする。移動する場合は、

場内の道路標識及び道路標示に従うこと。また、斎場付近に駐車しないこと。

- (4) その他、葬祭事業者が斎場敷地内駐車場を使用する際は、他の葬祭業者の物品等の搬出入及び参列者等の自動車の妨げとなならないようにしなければならない。

(納骨容器)

第20条 規則第6条に規定する納骨容器等の頒布を希望する場合は、規則第3条第1項に規定する使用許可申請書を提出するときに申し込むものとする。

- 2 納骨容器等の代金は、斎場施設使用料と併せて納付すること。

(その他)

第21条 斎場施設を使用する者は、斎場職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 斎場施設の使用にあたっては遺体を納棺しておくこと。
- (2) 式場及び祭壇（祭壇備品を含む）を使用する際は、利用者が使用開始前に損傷の有無を確認するものとし、損傷があった場合は職員に申しでるものとする。使用終了後は式場使用後確認表（第1号様式）により確認し職員の点検を受けるものとする。ただし、斎場長が認める場合はこの限りでない。
- (3) 控室及び待合室の使用終了後は、控室等使用後確認表（第2号様式）により確認し、斎場職員へ提出するものとする。ただし、斎場長が認める場合はこの限りでない。
- (4) 駐車場の混雑が予想される場合は、誘導員（整理員）を配備し、誘導に努めること。
- (5) 喫煙は、指定の喫煙場所のみとし、他の場所での喫煙はしないこと。
- (6) 使用終了後は、式場へ持ち込んだ祭壇及び生花並びに残食等は、速やかに撤去すること。

第3章 靈柩自動車の運行

(靈柩自動車の申込)

第22条 靈柩自動車の使用について、斎場施設（遺体保管室を除く）の火葬と併せて予約する場合は、斎場予約等システムによるものとし、規則第3条第1項に規定する使用許可申請書により申し込むものとする。ただし、第4条第2項に規定する者が斎場施設を予約しようとする場合及び第27条に規定する斎場予約等システムへの利用者登録の手続申請中の葬祭業者が予約する場合にあっては電話により行うものとする。

- 2 前項に規定する場合以外の靈柩自動車の使用については、電話等により予約したうえで、規則第3条第1項に規定する使用許可申請書により申し込むものとする。

(使用料)

第23条 靈柩自動車の使用料の算定については、靈柩自動車運行条例第4条第1

項に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住民が靈柩自動車を使用し、関係市以外を運行した場合の距離加算額は、別表第5中欄に掲げる方面に応じ、靈柩自動車の走行距離から当該右欄に掲げる関係市走行距離を差し引いた距離に靈柩自動車運行条例別表の距離加算額を乗じて算定する。
- (2) 住民以外の使用料は、靈柩自動車運行条例別表に定める基本額に靈柩自動車の走行距離に距離加算額を乗じて得た額を加えた額とする。
- 2 灵柩自動車の使用料は、斎場施設使用料と併せて納付すること。ただし、靈柩自動車による運送後、斎場施設を使用しない場合にあっては速やかに納付すること。
- 3 灵柩自動車運行条例第4条第2項に規定する減免を受けようとする者は、規則第5条第1項に規定する使用料減免申請書を管理者に提出しなければならない。
(運営)

第24条 灵柩自動車の運営については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 灵柩自動車の事業範囲は、灵柩自動車の運行のため、斎場から出発する時刻と、運行を終えて、灵柩自動車が斎場へ到着する時刻が、おおむね運行に従事する職員の勤務時間内で運行できる範囲とする。
- (2) 火葬場への灵柩自動車の使用は、馬込斎場又はしおかぜホール茜浜とする。
- (3) 灵柩自動車で使用できる棺の大きさは、別表第6のとおりとする。
- (4) 灵柩自動車の使用に係る有料道路通行料及び駐車料は、灵柩自動車使用に係る申込みをした者が負担する。
- (5) 灵柩自動車使用に係る申込みをした者は、灵柩自動車を使用する場合は、遺体を入れた棺の車両への積載の立会い及び運送先までの同行をするものとする。
- (6) 火葬時刻が午前9時の灵柩自動車の運行は行わない。

第4章 斎場予約等システム

(利用者登録)

第25条 斎場予約等システムを利用しようとするときは、あらかじめ利用者登録（斎場予約等システムの利用者であることを識別できる情報を利用者登録管理台帳（利用者登録番号、パスワード等の情報を磁気ファイル（磁気テープ、磁気ディスクその他データ等を記録するための磁気記録媒体をいう。）に記録したものをいう。）に登録することをいう。以下同じ。）しなければならない。

(利用者登録対象者)

第26条 斎場予約等システムの利用者登録をできる者は、葬祭業を営む法人又は個人とする。

(利用者登録の申請)

第27条 斎場予約等システムの利用者登録を希望する者は、次に掲げる事項を記

載した利用者登録申請書に登記事項証明書又は業務の概要が分かる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 利用者登録申請書を提出する年月日
- (2) 申請者の主たる事務所の所在地（個人にあっては住所。）、法人名、代表者職氏名（個人にあっては氏名。以下同じ。）
- (3) 利用者登録名、所在地（個人にあっては住所。以下同じ。）、電話番号、FAX番号、メールアドレス
(利用者登録通知)

第28条 管理者は、前条の利用者登録申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、利用者登録を行い、次に掲げる事項を記載した利用者登録通知書により通知する。

- (1) 利用者登録通知書を通知する年月日
- (2) 利用者登録を行う申請者の法人名、代表者職氏名
- (3) 利用者登録名
- (4) 利用者登録番号
- (5) パスワード
(予約の手続)

第29条 前条の規定により利用者登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、斎場予約等システムに自らの利用者登録番号及びパスワードを入力することにより、斎場施設の使用の予約をするものとする。

(利用者登録の変更)

第30条 登録者は、第27条各号に定める利用者登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した利用者登録変更届を管理者に届け出なければならない。ただし、パスワードを変更しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 利用者登録変更届を届け出る年月日
- (2) 届出者の主たる事務所の所在地（個人にあっては住所。以下同じ。）、法人名、代表者職氏名
- (3) 変更しようとする利用者登録名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス
(利用者登録の廃止)

第31条 登録者は、利用者登録を廃止しようとするときは、速やかに次に掲げる事項を記載した、利用者登録廃止届を管理者に届け出なければならない。

- (1) 利用者廃止届を届け出る年月日
- (2) 届出者の主たる事務所の所在地、法人名、代表者職氏名
- (3) 利用者廃止を行う利用者登録名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス
- (4) 廃止理由

(禁止行為)

第32条 斎場予約等システムを使用する場合は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 斎場約等システムを斎場の使用の予約以外の目的で利用すること。
- (2) 斎場予約等システムに対し、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条に規定する不正アクセス行為をいう。）をすること。
- (3) 利用者登録番号及びパスワードを第三者に使用させること。
- (4) 斎場予約等システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

(利用の制限)

第33条 管理者は、登録者がこの要綱に違反したときは、一定期間斎場予約等システムを利用させないことができる。

(利用者登録の抹消)

第34条 管理者は、次のいずれかに該当するときは、登録者を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用者登録がなされたとき。
- (2) 登録者がこの要綱に違反したとき。
- (3) 登録者が第26条に規定する利用者登録の対象者に該当しなくなったとき。
- (4) 登録者の斎場等予約システム利用が3年以上ないと認めたとき。
- (5) その他、登録を抹消すべき事由が生じたとき。
- (6) 斎場予約等システムの管理及び運営を故意に妨害したとき。

(運用停止等)

第35条 次の各号に掲げる場合は、登録者に事前の通知なく、斎場予約等システムの運用を停止、休止、中断又は制限を行うことができる。

- (1) 斎場予約等システムの保守点検等を緊急に行う場合
- (2) 斎場予約等システム利用が著しく集中した場合
- (3) 斎場予約等システムに重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
- (4) 天災、事変その他非常事態が発生した場合

(障害発生時の通知)

第36条 管理者は、斎場予約等システムに重大な障害が発生した場合、登録者に障害が復旧するまでの予約方法等について、電子メール又は文書等により通知するものとする。

(損害賠償)

第37条 故意により又は正規の利用方法に従わず、斎場予約等システムを破棄し、又はそのデータを消去し、若しくは破損した登録者は、その損害を賠償するものとする。

(質問又は調査)

第38条 管理者は、利用者登録に係る事務等について必要と認めるときは、関係

者に対して質問し、又は必要な事項を調査することができる。

別表第1

区分		火葬炉			遺体保管室	
		普通	大型	特大	標準	大型
馬込斎場	縦幅(センチメートル以内)	197	220	—	220	—
	横幅(センチメートル以内)	59	70	—	75	—
	高さ(センチメートル以内)	60	60	—	58	—
しおかぜ ホール茜浜	縦幅(センチメートル以内)	—	210	225	210	225
	横幅(センチメートル以内)	—	65	75	65	75
	高さ(センチメートル以内)	—	60	60	60	60

別表第2

区分		控室					
		通夜振舞用		使用時間	休憩・仮眠用	使用時間	
馬込斎場	第1式場	第8控室		午後5時 から午後 10時	第9控室	午後4時 30分か ら出棺時 刻まで	
	第2式場	第1控室			第4控室		
	第3式場	第2控室			第6控室		
	第4式場	第3控室			第5控室		
しおかぜホー ル茜浜	第1式場	控室1・控室		午後4時 から午後 10時	遺族控室 1	午後4時 から出棺 時刻まで	
	第2式場	控室2			遺族控室 2		
	第3式場	控室3			遺族控室 3		
	第4式	控室4			遺族控室		

	場		4	
--	---	--	---	--

備考

- 1 馬込斎場の控室は通夜振舞用及び休憩・仮眠用控室を1室で兼ねて使用することができる。その場合、使用する控室の使用時間は、休憩・仮眠用に規定する使用時間とする。
- 2 馬込斎場の控室を休憩・仮眠用として使用する場合、出棺時刻以降は火葬控室として使用するものとする。
- 3 控室の鍵は斎場施設使用料等を納付するときに返却すること。夜間帰宅する場合も帰宅するときに鍵を返却すること。
- 4 通夜振舞用で追加で控室を使用する場合は、空きがある場合に限り馬込斎場では、第1式場は5室、それ以外は2室、しおかぜホール茜浜では全式場で2室増やすことができる。

別表第3

斎場名	式場名	祭壇様式等
馬込斎場	第1式場	仏式・大型
	第2式場	仏式・標準型
	第3式場	
	第4式場	仏式・標準型（神式・キリスト教式対応）
しおかぜホール茜浜	第1式場	仏式・標準型（神式対応） ただし、キリスト教式にあっては、各階毎に1式ずつ備える。
	第2式場	
	第3式場	
	第4式場	

別表第4

祭壇様式	祭壇備品
仏式（大型、標準型）	飾輿、厨子、写真台、位牌台、香典台、六灯雪洞、行灯、二段盛台、高欄、前机、曲録2脚、鳴物台、木魚、壺鉢、大徳寺リン、リン（小）、燭台、香炉、廻し香炉、1.5尺棺台
神式	紅白台、4寸神鏡、写真台、靈示案、真榊台、五色旗、高欄、雪洞、8寸かがり火、5寸榊立、8寸三宝10個、2.5寸水玉、5寸瓶子、8寸神皿10枚、3寸神皿2枚、4尺八足、前机、胡床2脚、3尺棺台
キリスト教式	チンチラカバー、十字架、三灯立燭台、写真立、盛台、燭台、香炉

別表第5

区分	方面	関係市走行距離 (キロメートル)
馬込斎場	東京	14
	市川市	8
	松戸市	15
	千葉市	21
	我孫子市、柏市、流山市	16
	白井市、印西市	9
	四街道市、八街市、富里市、佐倉市、酒々井町、成田市	30
しおかぜ ホール茜 浜	東京	15
	市川市	12
	松戸市	25
	千葉市	14
	我孫子市、柏市、流山市	27
	白井市、印西市	22
	四街道市、八街市、富里市、佐倉市、酒々井町、成田市	20

別表第6

区分	バン型霊柩車	ワンボックス型霊柩車
縦幅(センチメートル以内)	204	200
横幅(センチメートル以内)	60	65
高さ(センチメートル以内)	60	60

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成30年3月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 第27条に規定する予約等システムの利用者登録の手続きその他の行為については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
(運用基準等の廃止)
- 3 四市複合事務組合斎場施設等に関する運用基準及び馬込斎場使用要領は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

第1号様式

(馬込斎場用)

式場使用後確認表

1. 式場利用者

利用日				
利用式場 ※該当式場に○をしてください	第1式場	第2式場	第3式場	第4式場
使用申請者				
葬儀事業者				
葬儀事業者担当者 (事後確認者)	氏名			
	連絡先			

2. 確認事項

	確認項目	事後確認	職員確認
共通	壁に汚れ等がないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	忘れ物はないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ゴミは撤去したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
式場	式場内備品（祭壇除く）を所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	使用した式場内備品（祭壇除く）は損傷していないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第4式場カーテンに汚れ等がないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	第4式場窓の施錠を確認したか (開錠していない場合も必ず確認してください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	祭壇に損傷はないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
祭壇	祭壇備品を所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	使用した祭壇備品に損傷はないか →裏面の備品一覧から使用した祭壇備品に☑を付ける	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受付用備品を所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
式場ホル	使用した受付用備品は損傷していないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	室内備品を所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	使用した室内備品は損傷していないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
遺族控室等	空調機器を消したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※遺族控室等

(遺族控室、宗教者控室、お清め室をいいます。)

祭壇備品一覧

1 仏式

祭壇備品名	使用の有無
飾輿	<input type="checkbox"/>
厨子	<input type="checkbox"/>
写真台	<input type="checkbox"/>
位牌台	<input type="checkbox"/>
香典台	<input type="checkbox"/>
六灯雪洞	<input type="checkbox"/>
行灯	<input type="checkbox"/>
二段盛台	<input type="checkbox"/>
高欄	<input type="checkbox"/>
前机	<input type="checkbox"/>
曲録2脚	<input type="checkbox"/>
鳴物台	<input type="checkbox"/>
木魚	<input type="checkbox"/>
壺鉢	<input type="checkbox"/>
大徳寺リン	<input type="checkbox"/>
リン(小)	<input type="checkbox"/>
燭台	<input type="checkbox"/>
香炉	<input type="checkbox"/>
焼香机	<input type="checkbox"/>
廻し香炉	<input type="checkbox"/>
1. 5尺棺台	<input type="checkbox"/>

2 神式

祭壇備品名	使用の有無
紅白台	<input type="checkbox"/>
4寸神鏡	<input type="checkbox"/>
写真台	<input type="checkbox"/>
靈示案	<input type="checkbox"/>
真榊台	<input type="checkbox"/>
五色旗	<input type="checkbox"/>
高欄	<input type="checkbox"/>
雪洞	<input type="checkbox"/>
8寸かがり火	<input type="checkbox"/>
5寸榊立	<input type="checkbox"/>
8寸三宝10個	<input type="checkbox"/>
2. 5寸水玉	<input type="checkbox"/>
5寸瓶子	<input type="checkbox"/>
8寸神皿10枚	<input type="checkbox"/>
3寸神皿2枚	<input type="checkbox"/>
4尺八足	<input type="checkbox"/>
前机	<input type="checkbox"/>
胡床2脚	<input type="checkbox"/>
3尺棺台	<input type="checkbox"/>

3 キリスト教式

祭壇備品名	使用の有無
チンチラカバー	<input type="checkbox"/>
十字架	<input type="checkbox"/>
三灯立燭台	<input type="checkbox"/>
写真立	<input type="checkbox"/>
盛台	<input type="checkbox"/>
燭台	<input type="checkbox"/>
香炉	<input type="checkbox"/>

ご協力いただきありがとうございます。

第1号様式

(しおかぜホール茜浜用)

式場使用後確認表

1. 式場利用者

利用日				
利用式場	第1式場	第2式場	第3式場	第4式場
※該当式場に○をしてください				
使用申請者				
葬儀事業者				
葬儀事業者担当者 (事後確認者)	氏名			
	連絡先			

2. 確認事項

	確認項目	事後確認	職員確認
共通	壁に汚れ等がないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	忘れ物はないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ゴミは撤去したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
式場	式場内備品（祭壇除く）を所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	使用した式場内備品（祭壇除く）は損傷していないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	暗幕に汚れ等がないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	窓の施錠を確認したか (開錠していない場合も必ず確認してください。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	祭壇に損傷はないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
祭壇	祭壇備品を所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	使用した祭壇備品に損傷はないか →裏面の備品一覧から使用した祭壇備品に☑を付ける	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受付用備品を所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
式場ホール	使用した受付用備品は損傷していないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	長椅子に損傷がないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	室内備品を所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
遺族控室等	使用した室内備品は損傷していないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	空調機器を消したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※遺族控室等

(遺族控室、宗教者控室、シャワーブース、洗面脱衣所、トイレ、給湯配膳室、お清め室をいいます。)

祭壇備品一覧

1 仏式

祭壇備品名	使用の有無
飾輿	<input type="checkbox"/>
厨子	<input type="checkbox"/>
写真台	<input type="checkbox"/>
位牌台	<input type="checkbox"/>
香典台	<input type="checkbox"/>
六灯雪洞	<input type="checkbox"/>
行灯	<input type="checkbox"/>
二段盛台	<input type="checkbox"/>
高欄	<input type="checkbox"/>
前机	<input type="checkbox"/>
曲録2脚	<input type="checkbox"/>
鳴物台	<input type="checkbox"/>
木魚	<input type="checkbox"/>
壺鉢	<input type="checkbox"/>
大徳寺リン	<input type="checkbox"/>
リン(小)	<input type="checkbox"/>
燭台	<input type="checkbox"/>
香炉	<input type="checkbox"/>
焼香机	<input type="checkbox"/>
廻し香炉	<input type="checkbox"/>
1. 5尺棺台	<input type="checkbox"/>

2 神式

祭壇備品名	使用の有無
紅白台	<input type="checkbox"/>
4寸神鏡	<input type="checkbox"/>
写真台	<input type="checkbox"/>
靈示案	<input type="checkbox"/>
真榊台	<input type="checkbox"/>
五色旗	<input type="checkbox"/>
高欄	<input type="checkbox"/>
雪洞	<input type="checkbox"/>
8寸かがり火	<input type="checkbox"/>
5寸榊立	<input type="checkbox"/>
8寸三宝10個	<input type="checkbox"/>
2. 5寸水玉	<input type="checkbox"/>
5寸瓶子	<input type="checkbox"/>
8寸神皿10枚	<input type="checkbox"/>
3寸神皿2枚	<input type="checkbox"/>
4尺八足	<input type="checkbox"/>
前机	<input type="checkbox"/>
胡床2脚	<input type="checkbox"/>
3尺棺台	<input type="checkbox"/>

3 キリスト教式

祭壇備品名	使用の有無
チンチラカバー	<input type="checkbox"/>
十字架	<input type="checkbox"/>
三灯立燭台	<input type="checkbox"/>
写真立	<input type="checkbox"/>
盛台	<input type="checkbox"/>
燭台	<input type="checkbox"/>
香炉	<input type="checkbox"/>

ご協力いただきありがとうございます。

第2号様式

控室等使用後確認表

1. 控室等利用者

利用日										
利用斎場	馬込斎場 しおかぜホール茜浜									
利用控室等	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10									
※該当番号に○をしてください	11 12 13 14 15									
使用申請者										
葬儀事業者										
葬儀事業者担当者 氏名										
(事後確認者) 連絡先										

2. 確認事項

確認項目	事後確認	職員確認
壁に汚れ等がないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
忘れ物はないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゴミは撤去したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
室内備品を所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
使用した室内備品は損傷していないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
グラスは洗浄、拭き上げし、所定の場所へ戻したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

ご協力ありがとうございます。